

死後承継に必要な書類一覧

(元居住者等が平成31年4月1日以降に亡くなられた場合)

- 元居住者等と承継対象者の年収が確認できる源泉徴収票等の書類
 - 元居住者等の死亡事実及び承継対象者との関係が確認できる戸籍謄本等
 - 承継対象者、元居住者等の配偶者及び子等が共同で作成する「共同確認書」(協会所定様式)
 - 生計維持関係による承継の場合に必要な書類
 - ①元居住者等と承継対象者が同一世帯の場合
「同居」が確認できる健康保険証(写)、住民票、その他客観的書類
 - ②元居住者等と承継対象者が別世帯の場合
死亡日までの1年間以上にわたる生計の援助が確認できる死亡した元居住者等の預金通帳や振込金受取書等
- ※元居住者等：北方地域の元居住者や旧漁業権者等の法令で定める借入資格者
承継対象者：元居住者等の配偶者、子、孫又は子若しくは孫の配偶者

場合により必要となる書類が異なります。手続きを行われる際は、協会までお問い合わせください。